

議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従いまして標題1「令和5年度の学校教育について」と、標題2「市役所旧本庁舎の今後について」お尋ねします。

来年度の学校休業日や不登校対策について

最初に、標題1「令和5年度の学校教育について」お尋ねします。

昨年9月議会で、夏休みとキッズウィーク中の秋休みの見直しを提案したところ、教育長から、「夏休み中の部活動や学校からの意見、授業時間確保の状況を踏まえて検討する、また、夏休みを2日延長してキッズウィーク中の平日2日間を休業日にした場合の教育課程についても検討する」という御答弁を頂きました。

同じく12月議会には、適応指導教室「こだま」を、市中心部の一か所だけでなく複数化することを提案しました。教育長からの御答弁は、「適応指導教室を新設することについて検討している。適応指導教室には、不登校に関する高度な専門知識と学校現場に対する十分な知見、そして組織マネジメントの経験のある人材の配置も必要であると考えている。」というものでした。

どちらも検討するという御答弁だったわけですが、子供たちや、保護者、先生方の期待は大きいようで、「来年度からどうなるのか、夏休みは長くなるのか、秋の平日休みはなくなるのか、適応指導教室は増えるのか」といった問合せを多く頂いています。

そこでお尋ねします。

令和5年度の羽島市立学校の夏季休業日、キッズウィーク中の秋季休業日は、検討の結果、どのようになるのでしょうか。

また、令和5年度からの適応指導教室の体制はどのようになるのでしょうか。予算審議の関係もあるかと思いますが、現時点での構想で結構ですので、その内容、期待される効果などを御説明ください。

(教育長答弁)

はじめに、来年度以降の夏季休業日につきましては、期間を7月21日から8月25日までとしました。今年度と比較すると、夏季休業日は3日間増えることになります。次に、キッズウィークにつきまして、本年度と同様、10月第2月曜日を中心とした5日間をキッズウィークとし、平日2日間を休業日とします。

この結果、授業日数は減りますが、学習指導要領で示されている標準授業時数は確保されており、夏季休業日明けの教育活動を、ゆとりをもって行うことができると考えております。また、熱中症を回避し、暑さによる登下校や授業への影響が少なくなると考えられます。

キッズウィークにつきましては、児童生徒や保護者、教員からも、存続の声が多くあり、教育的意義にもとづき、来年度につきましても、市教育委員会主催の児童生徒対象の活動を計画しているところです。なお、保護者からは、子どもにとっては、休業日が高いほうがよいと思う、子どもたちは忙しいと感じているので、秋休みを残し夏休みも延長してほしい、子どもと一緒にどのように過ごすかよく考える必要がある、等の意見がありました。

次に、不登校対策については、他の議員にもお答えしておりますが、令和5年度に、新たな適応指導教室、仮称「のぞみ」を、小熊小学校の校舎内に設置することを計画しております。既設の適応指導教室「こだま」と合わせて2つの教室で、不登校児童生徒への支援を行っていきます。それぞれの適応指導教室に、教育相談専門員1名、教育相談員1名、教育相談助手1名、メンタルフレンド2名を配置し、学習サポートやスポーツ活動、ソーシャル・スキル・トレーニング、通級する児童生徒や保護者への相談対応などの、個に応じた直接的な支援を行っていきます。

また、新たな適応指導教室には、ICT教育相談員を配置し、オンラインでの学習支援や生活支援の体制を強化します。なお、教育相談専門員につきましては、学校教育に精通している、市内小中学校の校長経験者を充てることを予定しており、児童生徒への指導や保護者との相談はもとより、学校への指導助言についても担ってまいります。

間もなく始まる来年度の学校教育について、休業日と適応指導教室の御答弁ありがとうございました。

た。私の提案に沿った方向へ進めていただけるようで、深く感謝申し上げます。子供たちや、保護者、先生方に喜んでいただけたと思います。学校教育に進化があって、その進化をみんなで喜ぶ気持ちが、羽島市の教育の更なる発展充実へつながると思っています。よろしくお願いします。

国指定重要文化財の改修などについて

次に、標題 2「市役所旧本庁舎の今後について」お尋ねします。

今年の 1 月 24 日の新聞に「市へ旧本庁舎の保存や解体延期を求める要望書が提出された」という記事がありました。この記事の要望書と思われる、1 月 23 日付け羽島市議長宛ての文書を確認すると、要望者は、一般社団法人 DOCOMOMO Japan の代表理事で、表題は「羽島市旧庁舎の解体延期に関する要望書」でした。この団体のホームページを見てみると、DOCOMOMO Japan は、19 世紀末から 20 世紀初頭の、モダン・ムーブメントの潮流を代表する建築を、保存や再利用することを主な目的とする、東京の民間団体のようです。

要望書では、市民の多くが旧本庁舎の解体を望んでいると思われることや、有識者や市民代表の、さらには市自らの、合計 2 年間に及ぶ丁寧で慎重な検討の結果として、解体方針が決定されたという事情、さらには税金による維持経費負担や敷地の有効活用、他の文化財保護とのバランスなどには触れられていないため、東京からわざわざ来て要望していただいたのに、市民が、あたかも自分たちの団体の目的達成のための要望のように受け取ってしまい、不安を感じるかもしれないと心配しています。また、東海地区の建築界を代表する学術団体である、日本建築学会東海支部からの要望は、1 回だけだったと記憶していますが、今回の記事の団体からは、ほぼ同一内容と思われる要望書が繰り返し提出されているらしいことから、団体の目的を達成するために解体を引き延ばそうとしているかのように、市民が受けとってしまわないかとも、心配しています。もちろん、私の取り越し苦労であることを願っていますが、そのような心配の解消につながれば市民に御安心いただけたらと思います、今回の質問をさせていただきます。

要望書の主な内容は 2 点のようです。1 点目は、利活用方法の応募には 1 年以上の検討期間が必要で、今回の募集期間は短かったということ、2 点目は、解体をしばらく延期し、その間に、市の財政負担の少ない、文化財としての継承方法の検討をしてほしいということのようです。

まず 1 点目、募集期間が短かったという意見についてです。要望書からは、応募期間が短かったもののふさわしい応募がなかった、応募期間を延長すれば応募団体や企業が出てくる、というように判断されているように読み取れます。もしそうであるのであれば、要望書の中に、応募期間を延長すれば、応募団体や企業が出てくると判断された根拠も示していただけると、市民の理解も深まったと思われると思います。私は、様々な文化財を保存することの大切さは十分に理解しているつもりですが、市役所本庁舎を隣接地に新築するということを検討し始める以前にも、また決定した以降にも、使用しなくなる旧本庁舎の今後についての問合せや要望がなかったらしいという状況を踏まえると、市民が、安心して納得できるような提案をする団体や企業が出てこないことは、やむを得ないことであり、たとえば 1 年ほどの募集期間をとったとしても結果は同じだろうと思っています。

いずれにしても、公募期間が短いとか適切とかは、主観的な判断でもあり、議論は堂々巡りになるだけです。この程度にしておきます。

次は、2 点目の、解体を延期して、文化財としての継承方法の検討をしてほしい、という要望についてです。この 2 点目の要望は、解体を延期して検討すると表現されていますが、解体せず継承せよ、という要望のように思ってしまうのは、私だけではないのではないのでしょうか。要望書には、旧本庁舎は国指定の重要文化財となるべき貴重な文化財であると書かれているようです。しかし、私には、旧本庁舎を国指定の重要文化財として保存することと、旧本庁舎を継承して市民が便利にそして安全に活用することの間には、国指定重要文化財の保存や維持管理のルール上、様々な課題があるのではないかと、果たして両立は可能なのか、という疑問があります。

私は岐阜県教育委員会に勤務していたときに、岐阜県の文化財保護にも携わっていました。その頃の記憶をたどると、国指定重要文化財の保存や維持管理は、所有者の責任であり、また国指定重要文化財は現状維持が原則のため、改修や補強には国が定める制限があり、国の事前許可が必要だったような気がします。また、旧本庁舎には、2 階や 3 階の天井、壁、床の内装改修や、3 階、4 階の和室、公民館、図書館、議場ロビーの改装と用途変更など、館内全域にわたって様々な改修が実施されてお

り、建築当時の姿を残していない部分が多くあります。このように、建築当時の姿が保存されていないことは、国が重要文化財指定の判断をする際に、何らかの影響を与えるかもしれません。

そこで質問です。

国指定重要文化財は、改修や補強について、どのような手続きがあるのでしょうか。最終的な許可権限は国にあるので市では答弁しにくいかもしれませんが、市が理解されている一般的な内容で結構ですのでよろしくお願いします。

(市民協働部長答弁)

- ・国の重要文化財につきましては、現状を維持していくことが原則とされています。手続きとしましては、文化庁へ事前に届出をし、文化庁長官の許可を受ける必要があります。
- ・改修や補強を行う際には、主に破損状況の調査、実測調査、及び資料調査等を行います。それらの結果をもとに、その都度、文化庁や国の文化審議会に助言を求めながら進めていくことになります。

羽島市内の文化財指定された建築物について

次に、標題2についてお尋ねします。

文化財保護法第2条では、建築物などの有形文化財は、歴史上、芸術上、学術上価値が高いものとしており、第27条で、その中で重要なものを国が重要文化財に指定できるとしています。また、第57条では、その価値に鑑みて、保存及び活用のための措置が必要であるものを、国が登録有形文化財として登録できるとしています。

歴史上、芸術上、学術上価値が高い建造物というくくりの中でも、重要な建造物であるとした国指定重要文化財と、建造物としての保存活用に重点を置いた登録有形文化財では大きな違いがあります。その違いを如実に感じさせるのが件数で、令和5年1月現在で、国指定重要文化財は2,557件、対して登録有形文化財は13,535件となっています。登録有形文化財である建造物は、国指定重要文化財の約5倍もあるわけで、この5倍という差が、国指定重要文化財と登録有形文化財の間の、価値や重要さ、国が指定などする理由や目的の違いを表していると思われます。

とはいうものの、文化財としてどの程度の価値や重要さがあるかは、個人の価値観によるところが大きいと思われます。そこで、できるだけ個人の主観が入り込まないよう、客観的なデータを中心に質問したいと思います。また、報道にあった民間団体からの要望書には、旧本庁舎は国指定の重要文化財となるべき貴重な文化財であると示されているようなので、国指定重要文化財関係を中心に質問をしたいと思います。

最初に羽島市内の建築物の文化財指定についてお尋ねします。

羽島市内の建築物の、市指定有形文化財はどのような状況でしょうか。また、県指定重要文化財、国指定重要文化財の状況はどのようなでしょうか。お尋ねします。

(市民協働部長)

- ・本市指定の有形文化財は人飢神社本殿の1件、岐阜県重要文化財は永照寺本堂の1件でございます。国の重要文化財はございません。

建築物が文化財に指定される手続きについて

御答弁ありがとうございました。

羽島市内で文化財指定を受けている建築物は、県指定の永照寺の本堂と、市指定の八剣神社^{はつけん}の社殿の2件のみで、国指定の重要文化財はないようです。今まで、羽島市役所旧本庁舎は、羽島市からも、県からも国からも、文化財の指定を受けていないようです。いわゆる無指定の建築物です。

では、無指定の建築物が、重要文化財として国から指定されるまでには、一般的にはどのような経緯をたどるものなのでしょうか。

そこでお尋ねします。

羽島市内の建築物が、国の重要文化財に指定されるまでの、市指定、県指定の流れはどのようなになっているのでしょうか。

また、それぞれの段階にかかる期間は、一般的にはどの程度が想定されるのでしょうか。それらを総合すると、今から羽島市内の無指定の建築物が、国の重要文化財に指定されるまでの期間は、一般的にはどの程度が想定されるのでしょうか。

(市民協働部長)

・国重要文化財の指定には、市、または県の指定を受け後に国の指定を受ける場合と、国登録有形文化財の登録後に国重要文化財に指定される場合があります。今回は市の指定を受けた後に国の指定を受けるとい、最も一般的な手続きを想定し、お示しします。

・市有形文化財指定については、所有者の申請を受け、市長より羽島市文化財審議会へ諮問し、答申をもとに決定します。市有形文化財の指定までの期間は最低約2年を要します。

・市の指定を受けた後、所有者の同意を得て市から国へ具申し、文部科学大臣から文化審議会への諮問、答申を経て、国の重要文化財指定が決定されます。ここに要する期間は約4～5年ほどとされております。

・これらを合わせますと、市の指定を受けたのち、国の文化財指定を受けるまでの期間は、最短でも6～7年間を要することとなります。

御答弁ありがとうございます。

まずは、市指定有形文化財にふさわしいかどうかの審議からスタートするとなると、最初は羽島市文化財審議会での審議になるようです。市役所旧本庁舎については、今まで審議対象になったことがないので、急に審議対象とする場合には、不自然さを感じる市民がいらっしゃるかもしれません。

いずれにしても、市、県、国と進んで、最終的に国指定の重要文化財になるまでには、資料に基づく専門的調査や審議会での議論などに、かなりの期間が必要になるようです。建築後60年以上経過した鉄筋コンクリート建造物が、たとえ改修や補強をしたとしても、6～7年をかけて国指定重要文化財となった後に、どの程度の耐用年数が残っているのか不安にもなります。もし、10年から20年ぐらしか耐用年数が残らないのであれば、何のためかという疑問を市民が抱くのは当然とも思えます。

文化財の維持管理について

次に、国の重要文化財の指定を受けた場合の維持管理についてお尋ねします。

国指定重要文化財の維持管理のための費用負担はどうなっているのでしょうか。私が県教委で文化財保護に携わっていたときの記憶では、文化財の保存や維持管理は所有者の責任であり、所有者がその経費を負担することになっていたような気がします。国からの補助制度があることはあるのですが、原則として補助対象経費の1/2だったと記憶しています。ということは、市役所旧本庁舎の場合には、残り1/2を市民の税金で負担することになりそうです。また、国の予算が限られている中で、県や国の、補助対象事業に採択されるということ自体が、非常に厳しい状況だったと記憶しています。となると、市内の建築物が国の重要文化財に指定された場合の維持管理については、補助事業に採択される可能性はあるのか、採択された場合の補助金はどの程度なのかについても、知っておく必要があります。

そこでお尋ねします。

市や国、県が指定する文化財の保存維持に関する所有者の責務はどのようでしょうか。その責務を果たすための経費は誰が負担すべきとなっているのでしょうか。

また、竹鼻祭の山車など、羽島市の文化財への補助金申請は、直近の5年間の金額は総額で幾らだったのでしょうか。その中で、実際に採択され補助金が交付された金額は幾らだったのでしょうか。

御説明願います。

（市民協働部長）

- ・文化財保護法によりますと、所有者の責務は、現状維持を前提とした管理と修理、公開となっております、その経費は所有者が負担することとなっております。
- ・直近5年間に竹鼻祭りの山車など、文化財補助金として申請された総事業費は3,181万4千円で、そのうち国または県に採択された補助金総額は2,396万3千円でございます。

市役所旧本庁舎の再利用の検討について

御答弁ありがとうございます。

補助金があるとはいっても、国や県に補助対象として採択されなければ、絵に描いた餅なのかもしれません。補助金を当てにして事業化すると財政的に大変なことになってしまう可能性もあるようです。

東京の民間団体からの要望書に限らず、市役所旧本庁舎の保存や長期間の検討を要望していらっしゃる方々の、一番の理由は、旧本庁舎が重要な文化財だからということのようです。そして、重要な文化財であるという理由は、主観的な価値判断は別にして、客観的な根拠は、羽島市出身の著名な建築家である坂倉準三氏の設計であること、一般社団法人日本建築学会の日本建築学会賞を受賞していること、一般社団法人DOCOMOMO Japanの選定建築に選定されたこと、の3点のようです。

今回は、1点目の坂倉準三氏の業績や評価には触れないで、建築物そのものに関する後者の2点に絞りたいと思います。なお、これから示す数値は私が個人的に調査した結果ですので、ひょっとすると誤りがあるかもしれません。もし間違いがあったら御指摘ください。

まずは、DOCOMOMO Japanの選定建築であるという理由についてです。羽島市役所旧本庁舎は2003年に選定建築とされたようです。この選定建築は2021年度までで264件あります。現在も毎年10件以上選定されているようなので、選定建築は着々と増えていくと思われます。現時点では、この264件の中で、国の重要文化財に指定されているものは16件のようです。選定建築の約6%です。

次に、日本建築学会賞についてです。日本建築学会賞には4部門あり、羽島市役所旧本庁舎は1955年に作品部門の賞を受けたようです。この作品部門を受賞した建築は、2021年までで181件あります。賞は毎年授与されるようなので、こちらも毎年1件以上増えていきそうです。現時点では、この181件の中で、国の重要文化財に指定されているものは1件のみのようです。受賞建築の約0.5%です。

このような、約6%とか、約0.5%しか国から重要文化財に指定されていないという統計的な数値からは、羽島市役所旧本庁舎が、DOCOMOMO Japanの選定建築だから、あるいは、日本建築学会賞作品部門受賞建築だからという理由で、国の重要文化財に指定されるという可能性は、かなり厳しいと思わざるを得ないようです。ここで終わってしまうと、一方的なデータだけを取り上げた、印象操作だと誤解されてしまうかもしれませんので、このような統計的な数値の背景についてももう少し触れたいと思います。

まずは、DOCOMOMO Japanの選定建築です。最初に触れたように、DOCOMOMO Japanは、19世紀末から20世紀初頭の、モダン・ムーブメントと言われる潮流を代表するような建築を、保存や再利用することを主な目的とする民間団体です。そして、その目的に合致する建築物のみが選定建築になると思われます。誤解を恐れずにいえば、選定建築は、モダン・ムーブメントと言われる近代の潮流の一つを代表している建築物、つまりはある時期の特定分野の代表と思われます。

次に、日本建築学会賞作品部門についてです。この賞は、その時代における、社会的、文化的、環境の見地から極めて高い水準が認められる、独創的なもの、あるいは新たな建築の可能性を示唆するもので、時代を画すると目される建築物に与えられています。簡単に言ってみれば、時代を画する独創的な建築物ということのようです。新しい発想や可能性が中心のように思えます。

一方、国指定重要文化財の建造物はどうでしょうか。こちらは、文化財保護法第2条で、文化的建造物で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いものと定義されています。歴史と芸術が中心となっています。

このようにこの3つの賞や指定は、重点が、近代建築の一つの潮流、時代を画する独創性、そして歴史と芸術とに、大きく異なっています。そうであれば、先ほどの264件中16件、約6%しか国指定重要文化財がないとか、181件中1件、約0.5%しかないとかいう統計データは、当然と言えば当然とも思われます。

では、市役所旧本庁舎にはこのような背景もあることを踏まえながら、仮に文化財として保存し、維持管理する場合の課題はどのようなものでしょうか。先ほどの答弁で、国指定重要文化財を維持管理する場合には、現状保存が原則であり改修や補強には国の制限があることや、維持管理の責務を負う者、必要経費を負担すべき者、さらには国の補助金の選定や交付金額の状況の説明がありました。

それらの説明を踏まえると、仮に市役所旧本庁舎が国指定の重要文化財となった場合を想定すると、所有者である羽島市、つまりは羽島市民の納める貴重な税金による、将来にわたっての相当な負担が必要かもしれません。また、現状維持が原則で、改修や補強には国の厳しい制限があり国の許可が必要であるそうなので、羽島市民にとって便利で安全で負担コストに見合った再利用が実現できるかどうかという不安もありそうです。また、望楼の地震による倒壊危険性という目の前の課題もあります。

そこでお尋ねします。

私は、答申を尊重して市役所旧本庁舎を解体する方針に賛成の立場ですが、仮定の話として、もし旧本庁舎を国指定重要文化財として保存しながら再利用するとした場合の課題には何があるのでしょうか。課題に対する検討結果なども含めて御説明ください。

(総務部長)

これまでも議会においてご説明しておりますが、旧本庁舎を国指定重要文化財とするためには、歴史上の価値や学術上の価値だけでなく、安全性の確保のほか、外観・内装の原形復旧、利用目的や財政負担の見通し、地域活性への貢献、市民の意向など、様々な視点に立って、総合的に判断する必要があります。これらに対する見通しが立ち、市及び市民が一体となり、文化財としてこの建築物を将来に向け保存活用していこうという機運の高まりや明確な意志を持って、はじめて文化財を目指していくことが本来であると考えております。

現在、国の重要文化財に指定されている庁舎関係の建築物としては、愛知県庁舎、名古屋市庁舎、神奈川県庁本庁舎及び香川県庁舎東館の4施設あり、このうち、旧本庁舎と同様、戦後建築されたモダニズム建築は、香川県庁舎東館のみとなっております。これらの建築物がどのような経緯をもって国重要文化財に指定されたのかにつきましては、公開されている情報や電話等で直接問い合わせた内容を一部ご紹介させていただきたいと思えます。

これら4つの庁舎については、いずれの施設においても国の重要文化財に指定される以前から、庁舎として保存・使用していくことを明確な方針として掲げ、使用していく上で当然のこととして、建築物の状態を保全するため、多大な経費をかけ耐震改修等の工事を行っております。ちなみに、愛知県庁舎、名古屋市庁舎、香川県庁舎においては、免震レトロフィット工法による耐震改修工事を約40億円～70億円かけて実施し、工事完了後、概ね4年後から5年後に国の重要文化財に指定された経緯があります。また、耐震性や建築物の状態が比較的良好であった神奈川県庁本庁舎においては、鉄骨ブレース工法による耐震改修や復元工事に約10億円をかけ、工事完了後、国の重要文化財に指定されております。

各自治体の担当者からお伺いしたところ、いずれの場合においても、県民や市民を含むまち全体において、地域のシンボルとして将来に向け施設を保存、活用していく明確な意思があり、日常的に使用していた過程において国重要文化財に指定されたというものであり、国重要文化財に指定される可能性があるから活用方法を検討するというものとは全く異なつた印象を受けております。

本市の場合、旧本庁舎の取扱いに関し、昨年12月に市が解体の方針を打ち出し、広報はしまや市HP、また各種報道によりその内容については広く市民に行き届いたものと思われます。一部学術団体からは、解体を暫く延期し、その間に市の財政負担の少ない文化財としての継承方法を検討するよう要望書が提出されましたが、そのこと以外に市民や市民団体等から解体方針に異を唱える声は、市には届いておりません。保存活用していくための膨大な財政的負担、耐震性不足に伴う安全性に対する不安、また、行政・民間を問わず、維持継承していくための事業主体となり得る存在がいらないなど、多くの課題を市民や市民団体等の皆様が現実のものとして受け止めておられるように思われます。

このようなことから、市民や市民団体等の皆様におかれては、昨年12月に市が下した解体の方針

について、ご理解をいただいたものと考えております。

市役所旧本庁舎の今後について

岐阜県のハザードマップによると、羽島市では、今後40年以内に発生予測90%程度の「南海トラフ地震」において、震度6弱が想定されています。また、養老桑名四日市断層地震では震度6強が予想されています。さらに、羽島市は、液状化危険度も可能性が高い地域とされています。明日発生するかもしれないこのような地震によって、市役所旧本庁舎の望楼は、2階から4階までの壁の破壊が発生し、望楼4階から上の部分が、北側の住居地域から東側の市道及び竹鼻中学校までの広範囲において、崩落や倒壊、コンクリート片が飛散する可能性が高いことが、専門家の調査により確認されたようです。

このことは、令和3年12月議会一般質問における、私の、望楼の危険性に対する指摘が、専門家の調査によっても確認されたということになります。私の質問から1年以上たちますが、このまま放置して、万が一地震によって望楼が崩壊して市民に被害が及ぶと、崩壊の予見可能性を否定することは困難と思われるので、市の庁舎管理責任が問われる可能性もあります。市民の安全安心の確保は、市の最大の責務と言っても良いか^{がた}と思っています。ましてや、将来の羽島市を担うであろう中学生の安全安心の確保は、何物にも代え難いのではないかとも思います。そのためには、望楼の早急な解体が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

現時点では市役所旧本庁舎の解体方針が決まっているだけで、今後のことは今議会の審議結果によると思いますが、市の方針としては、今後の解体工事や跡地活用方法策定は、スケジュール感としてはどのような想定なのでしょうか、御説明ください。

（総務部長）

市の今後のスケジュールにつきましては、令和5年度当初予算において、旧本庁舎解体設計業務及び解体後整備等設計委託並びに旧本庁舎デジタルアーカイブ等業務委託を行うための予算案を本定例会に提出させていただいております。予算案をお認めいただいた場合には、旧本庁舎解体にかかる設計について10月頃を目途に策定し、内容を精査したうえで、追って解体工事にかかる予算案を提出したいと考えております。

また、解体後の整備に関しましては、令和5年度内に設計を策定し、跡地利用等の具体的な方向性と工事関連経費の算出を行ってまいりたいと考えております。

さらに、デジタルアーカイブ技術を活用した旧本庁舎の記録、保存等に関する業務委託についても、令和5年度のできるだけ早い時期に業務に着手し、旧本庁舎の解体工事に入る前までに業務完了できるよう、併せて作業を進めてまいりたいと考えております。

地元の竹鼻祭の山車は、昭和48年に県から重要有形民俗文化財に指定されていますが、国からの指定はありません。「平方勢獅子」も昭和31年に県の重要無形民俗文化財に指定されています。

私は、羽島市の将来のグランドデザインを考えるのに、文化財をまちづくりや観光に生かした、市民や来訪者が総合的に楽しめるようなコンセプトも大切だと思っています。そして、文化財の中心には、羽島市役所旧本庁舎ではなく、竹鼻祭の山車や竹鼻祭に関わる文化遺産など、これまでも、そしてこれからも市民活動に密着しているであろう文化財を置くべきではないかと考えています。そうすることによって、まちづくりから地域の絆づくりへと発展していくと思われます。

そのためには、文化財保存や文化財活用への投資についても、限られた財源の中、また厳しい財政運営の中、羽島市のグランドデザインを踏まえた選択と集中が必要だと思います。市長の類いまれなる実行力をもって、是非とも取り組んでいただきたいと思います。私の元に届いている市民の声も、そのように求める声が多くあります。

最後に、このような市民の声を羽島市議会に真摯に受け止めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

終わり